

平成18年2月議会  
総務部人事課

## 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

### 1. 経過等

- 平成14年12月 島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例制定〔対象29団体〕
- 平成15年 7月 条例別表改正:(社)島根県畜産開発事業団を削除【解散】
- 平成16年 3月 条例別表改正:(財)島根県環境管理センターを追加  
【基本金の50%以上の額の債務負担】  
(財)ふれあいの里奥出雲財団を削除【解散】  
(財)島根県勤労福祉事業団を削除【出資割合50 40%】
- 平成16年 9月 条例に基づく経営評価(平成15年度事業)を実施〔対象27団体〕
- 平成17年 7月 条例別表改正:(財)しまね長寿社会振興財団を削除【解散】  
(社)島根県観光開発公社を削除【解散】  
(財)島根難病研究所を削除【出資割合100 10%】  
(財)島根県建築住宅センターを削除【出資割合50 20%】
- 平成17年 9月 条例に基づく経営評価(平成16年度事業)を実施〔対象23団体〕

### 2. 2月議会における条例改正

経営評価の対象法人に対する県の出資割合の変動及び指導監督の必要性の低下並びに出資法人の解散に伴い、対象法人を規定する「条例別表」を整理する。

#### 条例第2条

この条例において「評価対象法人」とは、別表に掲げる県の人的及び財政的支援の状況並びに県の出資割合から、経営評価を実施する必要があると認められる出資法人をいう。

### 3. 事由及び対象法人

#### 解 散

(財)島根県並河萬里写真財団  
平成18年 3月末 財団解散予定

#### 県出資割合の変動等

(財)島根県育英会  
平成15年3月に県出資比率が50%を下回ったこと、日本育英会の高等学校奨学金の移管・実施体制が確定したこと及び県の実質的な財政的関与、理事等役員への人的関与がなくなったことから、評価対象法人から除外する。

平成15年 3月	基本財産の積み増し実施	
・基本財産	326,667千円	528,005千円
	(うち県210,000千円)	(うち県210,000千円)
・県出資割合	64.3%	39.8%

平成17年 4月~ 島根県高等学校等奨学事業を実施